

利用時間

区分	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 17:30~21:30
平日・土曜	○	○	○
日曜・祝日	○	○	—

※ 日曜日・祝日は夜間の時間帯の貸出は行っていません。
 ※ 年末年始は貸出を行っていません。

利用料金

施設名・設備	時間区分及び使用料(円)			
	午前	午後	夜間	
講堂	ホール1	7,100	9,400	9,400
	ホール2	8,500	11,300	11,300
セミナー室	4,300	5,700	5,700	
附帯設備(音響映像設備)	1,700	1,700	1,700	

予約方法

「東京しごと財団施設予約システム」からご利用日の2週間前までにお申し込みください。(電話・窓口でのお申し込みは受け付けておりません)

◆東京しごと財団施設予約システム

<https://www.shigotozaidan-reservation.jp/>(PC・スマートフォンからアクセス可能)

※ご利用の際はシステム上での利用登録が必要となります。

【予約受付開始日】

<雇用及び就業の促進並びに職業生活の充実に資する目的の場合>

講堂(ホール1・2)／利用する月の6ヶ月前の月の1日 9時から

セミナー室／利用する月の2ヶ月前の月の1日 9時から

<上記目的以外の場合>

講堂(ホール1・2)／利用する月の3ヶ月前の月の1日 9時から

セミナー室／利用する月の2ヶ月前の月の16日 9時から

使用料納入方法

使用料は使用日の1週間前までに、銀行振込にて納入してください。

アクセス

JR「立川」駅より 徒歩4分

多摩都市モノレール「立川南」駅より 徒歩1分

ペDESTリアンデッキ直通

【所在地】

〒190-0023 東京都立川市柴崎町3-9-2

※当施設に駐車場はございません。公共交通機関を利用いただくか、お近くの有料駐車場をご利用ください。



発行日：令和6年4月

東京都しごとセンター多摩 貸出施設のご案内

講堂・セミナー室をお貸出ししております。



貸出施設のお問い合わせ

公益財団法人東京しごと財団 総合支援部 しごとセンター多摩 施設担当

電話：042-526-4514

(月～金(祝日・年末年始を除く)9時～17時)

<https://www.shigotozaidan.or.jp/facility/tachikawa/>

ご利用にあたって

東京しごとセンター事業等の利用がなく、施設に余裕がある場合は、雇用及び就業の促進並びに職業生活の充実に資する会議、講習会、講演会等を実施することを目的としてご利用いただけます。

ただし上記目的以外であっても、さらに施設に余裕がある場合に次の団体等から申請があった場合にもご利用いただけます。

- 雇用及び就業に関する団体及び関連行政機関
- 中小企業(使用者)及び使用者団体
- 労働組合(勤労者)及び労働組合の団体
- その他、雇用及び就業の促進並びに職業生活の充実に取り組むNPO等の公益的な団体

【ご利用可能な方】

東京都内に所在地のある団体等

はじめて貸出施設をご利用する場合は、事前に団体登録のうえID・パスワードの発行を受けていることが必要になります。登録手続きにあたっては、「[東京しごと財団施設予約システム](#)」より申請していただき、自動返信メールに記載されているメールアドレス宛に団体の活動概要等がわかるもの(活動報告書、定款、会社案内など)を提出してください。施設を管理している公益財団法人東京しごと財団で使用承認の審査を行います。(審査には1週間程度お時間をいただきます。)

【注意事項】

(1)ご利用できない条件

「利用目的」に該当する場合であっても、以下の項目の一つ以上に該当する場合は、ご利用いただくことはできません。(禁止事項はこちらをご確認ください)。

- 1.センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき
- 2.センターの管理上支障があると認められるとき
- 3.利益を得ることを目的として、会費、講習料、入場料等を徴収して行う各種催し物
- 4.企業の展示会、即売会等の営業行為を目的とする利用
- 5.その目的が専ら政治的目的、又は宗教的目的による利用
- 6.公安又は風俗を害するおそれがあると認められるとき
 - (1)集団又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき
 - (2)東京都青少年の健全な育成に関する条例第7条の規定による自主規制を行わねばならないと認められる使用目的のとき
- 7.会館内の秩序を乱すおそれがあると認められるとき
 - (1)混乱が予想され、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき
 - (2)不特定多数への呼びかけによる集会などで、収容人員の管理上問題があると考えられるとき
- 8.前7項目のほか、知事が使用を不相当と認めるとき

(2)使用権譲渡等の禁止

・使用の承認を受けた方は、使用権の譲渡や転貸しをすることはできません。

(3)使用承認の取消し等

・使用の目的に違反したとき、災害その他の事故により施設等の使用ができなくなった場合などには使用承認の取消し、使用制限・停止を行う場合があります。

(4)使用料の減免

次の場合には、使用料が減免されます。

・公益法人等の公共的団体が雇用及び就業の促進に資する事業に使用する場合(減免)

・官公署が雇用及び就業の促進に資する事業に使用する場合(免除)

(5)使用料の不還付

・納入した使用料は返還いたしません。ただし、災害その他の事故により施設等の使用ができなくなった場合などには返還する場合があります。

(6)使用上の注意

・施設等の使用にあたっては、決められた用法に従ってご利用ください。

貸出施設の概要

7階 講堂(ホール1・2)



【定員】スクール形式150名(ホール1 72名・ホール2 78名)

【広さ】238㎡(ホール1 108㎡・ホール2 130㎡)

※ホール1とホール2はスライディングウォール(移動間仕切り)によって、仕切られており、スライディングウォールを取り外すことで一つの部屋として利用することが出来ます。

※音響等の影響によっては、隣の部屋から音が漏れ聞こえる場合がございます。

5階 セミナー室(502教室)



【定員】39名 【広さ】66㎡

※502教室の壁はスライディングウォール(移動間仕切り)によって、仕切られております。

※音響等の影響によっては、隣の部屋から音が漏れ聞こえる場合がございます。

付帯設備(音響映像設備)

プロジェクター、スクリーン

※マイクは利用料金に含まれております。